



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No.23

契約すると法律的な権利(債権)と義務(債務)が発生する

契約自由の原則が現代社会の経済の基礎を支えている。

たとえば、私たちは生活に必要な物を買ったり、サービスを受けたりすることで暮らしている。これは、経済的な活動であると同時に、契約という法律的な行為で成り立っているのである。



たとえば、AがBに対して「この時計を君に1万円で売る」といい、BがAに対して「この時計を君から1万円で買う」というように、それぞれが相手方に対して行った、権利や義務の発生に関する内容の意思表示が一致することで契約が成り立つ。



ただし、どのような内容を契約しても許されるわけではない。反社会的な契約は無効だとされている。たとえば、販売が禁じられている麻薬を売買する契約は無効であり、仮に麻薬を売っても代金を請求する権利は認められない。このような場合を、民法は第90条で、公の秩序・善良の風俗(公序良俗)に違反する法律行為(法律的な効果が発生する行為のこと。契約など)は無効であると規定している。

さて、違法でない契約の場合は、契約をすると当事者には権利(債権)と義務(債務)が法的に発生する。たとえば、売買契約の場合であれば、売り手は商品を買手に引き渡す義務(債務)を負い、代金を受け取る権利(債権)を得る。それに対して、買手は商品を受け取る権利を得て(債権)、代金を支払う義務を負う(債務)というように、互いに権利(債権)を得ると同時に義務(債務)を負う関係になっている。

だから、契約をする際には、事前に慎重に考えて行動に移す必要がある。けれど

も、いつも納得できる結果が実現するとは限らない。

もし、契約してから途中で納得できないことが起きた場合などには、どのようになるのだろうか。



こんなとき、どうなるのだろう

- (1) ① A君はラーメン屋で、チャーシュー^{めん}麺を注文しておいて、チャーシュー^{めん}麺ができあがってから味噌ラーメンが食べたくなった。この時、A君は味噌ラーメンに変えて欲しいと言えるだろうか。



- ② ラーメン店がチャーシュー麺を作る前だったら、A君は味噌ラーメンに変更できるだろうか。
- ③ ラーメン店がチャーシューを切らしていて、勝手に味噌ラーメンを出してきたら、A君はどうすることができだろうか。*
- (2) ① A君はB君からゲーム機を買った。その後で、新品の同じものが近くのお店で安く売られていることを知った。そこで、A君はB君にゲーム機を返すから、支払ったお金を返して欲しいと言ってきた。B君はどうすれば良いだろうか。

- ② A君はB君からゲーム機を買った。A君がそのゲーム機を買うときに、B君は「少しだけ型が古いけど、完全に動くから大丈夫だよ」と説明した。それを信じたA君は、お金を支払って家に持って帰った。けれども、そのゲーム機はほとんど動かなかった。A君は、ゲーム機を返すからお金を返して欲しいとB君に言おうと思う。これは認められるだろうか。



- (3) AさんはBさんのお店でバッグを買った。家に帰ると、お母さんが同じものを買ってくれていた。同じバッグを2つも必要ないので、AさんはBさんに返したいと思う。Bさんは、お金を返さなければならないのだろうか。

*1 このラーメン店での事例は、池田真朗・犬伏由子・野川忍・大塚英明・長谷部由起子『法の世界へ 第6版』有斐閣 2014年 p.16を参考にした。